

令和 7 年度 第 3 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 7 年 6 月 10 日（火） 午後 2 時 30 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階 会議室			
出席委員 (12 人)	1 番 安谷 潔美	2 番 石賀 英男	3 番 村上 隆	4 番 幅田 高広
	5 番 丸山 環	6 番 小前 茂雄	7 番 久米 繁好	9 番 足立 紀美世
	10 番 前田 正秀	11 番 伊藤 英之	12 番 潮 智博	13 番 福田 昌治
欠席委員 (1 人)	8 番 中本 敏彦			
出席推進委員 (12 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野 英作	山本 智彦
欠席推進委員 (0 人)				
事務局	事務局長 宮本 徹、局長補佐 岩本 隆宏、課長補佐 河上 登			
提案議案	議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 8 号 非農地証明申請について 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第 10 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表の承認について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和7年度 第3回琴浦町農業委員会総会を開催します。
全員	初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
議長	(農業委員会憲章の唱和)
事務局	成立宣言を事務局にお願いします。
	ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和7年度 第3回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡があった委員は、8番中本委員です。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、9番 足立委員、10番 前田委員にお願いします。
	事務の都合により、最初に第5条の関係について審議をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
事務局	議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
	お手元の議案書は2ページから、説明図は4ページから10ページをご覧ください。また、申請番号3番については、A3横長の土地利用計画図をお手元に配布していますのでご確認ください。
	議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。
	申請番号3番、権利種別は売買による所有権移転、土地の所在は大字法万[REDACTED]、登記簿地目、現況地目とも畑、面積1,280㎡。申請地は外に6筆あり、7筆の合計面積は9,804㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人6名、譲受人は琴浦町内に本社を置く、ワインの製造、販売、農産物の直売、飲食・宿泊業の経営等を行う法人です。申請事由は、ワイン醸造所等の建設です。
	農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農振農用地区域内農地に位置していたため、当初は転用は原則不許可という判断をしていましたが、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる「27号計画」を琴浦町が令和2年9月に策定したことにより、優良農地であっても農用地区域からの除外が認められ、農地転用の不許可の例外事由に該当し、転用申請が可能になったという経緯があります。
	転用事由の詳細です。転用事業者は、親会社の株式会社[REDACTED] [REDACTED]の経営方針により、ワインの製造・販売を計画されました。ワイン醸造所建設場所の選定については、関連会社である株式会社[REDACTED] [REDACTED]が琴浦町及び北栄町で営農を行っていることもあり、琴浦町及び北栄町周辺で探すことになりました。その結果、申請地が景観や環

工期は、許可日から令和１０年３月までの予定です。１期工事では、許可日から来年３月末までの予定で土地造成工事、ワイン醸造所及びショップ棟の建築工事を行います。申請地の南側は縁石を、醸造棟南側には擁壁を設置し、４５ｃｍから１７０ｃｍの高さまで真砂土で造成します。整地後は建物の建築、駐車場及び原材料運搬通路はアスファルト舗装、法面と西側の入口部分、ガーデンテラスには張芝を行う計画です。その後、２期工事では、令和９年７月から令和１０年３月までの予定で、レストラン棟及び宿泊棟の建築工事を実施する計画です。

資金調達計画は土地買収費 〇〇〇〇〇〇〇円、1 m²当たり 〇〇〇〇〇円、埋立整地費 〇〇〇〇〇円、建築費 〇〇〇〇〇円、その他費用 〇〇〇〇〇円の合計 〇〇〇〇〇〇〇円に見合う親会社からの資金貸付証明書、融資貸付け通知・補助金交付決定通知書が添付されています。

補助金（交付金）は①ローカル１００００（地域経済循環創造事業交付金）XXXXXXXXXX円、②ブドウ栽培等研修委託料約XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX円（琴浦町）等を予定しています。

ワイン醸造については、令和8年は1本あたり[]～[]
[]円・3品種合計4,377本、令和10年は5品種合計21,051
本製造・販売し、[]円程度の売上を想定し、令和10
年からは黒字化になる予定です。

転用事業者がワイナリー建設のため転用事業を行うことについて、東伯町土地改良区から以下の附帯条件付きで同意する旨の意見書が提出されました。その附帯条件の内容については、「埋設されている管路については土地改良区の管理とし、その付随する事項が生じた場合には両者で協議する。その他の公衆用道路、用悪水路、雑種地についても両者で協議する。」というものです。

議長 小前委員	被害防除計画でございます。申請地の周辺は道路・水路以外全て農地が隣接していますが、盛土部分の北側・西側には30～50%の勾配で法面に張芝を施し、土砂の流出を防ぎます。 敷地内の雨水については、張芝部分は地下浸透、舗装及び建物部分の外周に幅30cmのU字溝を設置して北側と西側に流し、申請地西側の既設側溝に放流します。 排水については、30人槽の浄化槽を設置し、浄化槽処理水は県道側（南西側）に123m圧送し、東伯土地改良区設置の既設側溝から県道法万大栄線の道路側溝に流れ、最終的に加勢蛇川に放流します。浄化槽処理水は普段は主に従業員の便所、秋のワイン醸造時にタンクの洗浄等で処理水が増えます。 さらに、転用事業者は事業計画について、関係する2つの自治会に対し5月上旬に事前説明会を開催され、両自治会からは転用事業実施に同意する旨の確認書が提出されました。事業者から提出された公害防止計画書については5月16日に町環境審議会で審査が行われ、5月20日付で事業者と琴浦町の間で公害防止に関する協定書を取り交わされています。 農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地の周辺には農地が広がっており、申請地を含む一団の農地面積が10haを超えるため第1種農地（集団農地）、許可根拠規定は「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画に従って行われる事業）」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。 現地確認の報告をお願いします。 6月3日に自分と澤田委員、法万地区担当の徳丸委員、事務局河上補佐、岩本補佐の5名で現地確認を行いました。 皆さんも昨年行かれたと思いますが、広い芝畑、梨畑があり、まだ杭も打ってなく先回見に行ったとおりのままでした。ブドウの木が植えてはありましたがまだまだでした。駐車場は再生事業で1.7～2m程削ってなるめた跡があり、どうされるのかと聞いたら、古墳の関係で盛り土をしたまま駐車場を整備し、発掘調査をせずにそのまま整備するということでした。ショップやワイン醸造棟のほうは杭を打たなければならないので打つとは思いますが、盛り土をすることはいうものの現地がどう変わっていくのかイメージが湧かず、広い土地にこれから一期工事、二期工事と工事をされていく中で、我々農業委員3名で見たわけですが、私としてはどうなのかなと感じました。 先ほど雨水や処理水の話はありましたが、それよりもブドウのかすはどう処理して還元していくか、その話については、公害問題の心配はないのかと感じました。 議長 現地確認をされて許可してもいいかどうかの点はどうだったんです
--------------------	--

小前委員	か。他に行かれた方含めて3名で話をしてもらって報告してください。
議長	自分たちは見に行ったとき、皆さんも思われたと思うのですが、そうしたものが初めて琴浦町に入ってくるのでイメージが湧かないのです。
	ですからこういった案件があるので昨年皆さんに現場を見ていただいたわけで、建物が建たないとイメージがなかなか湧かないと思います。
	環境審議会でも現場に行きましたけれど、埋蔵文化財がある場所を掘削し何かを整備することはできないので、駐車場にするという話がありました。
	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
	(前田委員より挙手あり)
前田委員	以前も聞きましたが、排水を加勢蛇川に放流すると聞きました。上流で放流されるわけですが、下流のほとんどの田んぼで使うのですが、綺麗に浄化された水が流れるのですか。それともそのまま流されるのですか。
議長	環境審議会でも出ましたが、浄化槽は当然作ると聞いています。このワイナリーの件については、農林水産課長も毎月のように会合があり協議に参加されていますので、詳細は農林水産課長がよくご存じだと思います。補足説明をしていただきます。
農林水産課長	補足説明をさせていただきます。赤ワイン用のブドウの絞りかすについては、先進地では肉用牛の餌として活用されており、牛の堆肥もブドウの圃場に使用するなど産業廃棄物ではなく、資源を活用した資源循環も考えています。
	浄化槽の処理水については県の合併浄化槽の能力もあり、浄化槽の清掃点検、水質調査も行われるので、一定の基準の水質まできれいにした状態で流します。この件については、隣接する■■■■と■■■■の部落のほうにも地元説明をさせていただき同様の懸念がありましたが、常時の排水としては従業員の生活排水しか流れないということで、同じようなところに集落排水がたくさん流れているので、懸念はありましたが、常時は非常に少ない割合ですし、ワイン醸造時期のタンクの洗浄水の場合は少し多くなりますが、側溝の能力についても問題ありませんし、タンクの洗浄時期と天候を見ながら排水の調節もできるので、地元の了解は得られています。
	(前田委員より挙手あり)
前田委員	給水のほうはどうされますか。そこに井戸があるのですか。
農林水産課長	地下水を活用されます。地下水については鳥取県の条例があり、大きな管を生けて井戸をくみ上げる場合は県の条例に抵触しますが、今回はそこまで大きな管ではありません。例えば近くに上水道のタンクもありますがそれにも影響はしないので規制にかかるようなものはありませ

議長	ん。 よろしいですか。その他御質問はございますか。 (三浦委員より挙手あり)
三浦委員	ここの申請に出てきたのは、何度も地元の方と協議をされて同意を得られてきたのかなと思いますが、その中でもいろいろな意見や要望はあったと思います。差し支えなければ、どういう意見が出たのかをお聞きしたいのと、それは自治体との間で協定書や覚書の締結がなされているのかということもお聞きしたいと思います。
農林水産課長	地元説明会でご意見をいただいたのは、やはりこの近辺はたくさんの農地があり、梨であったり、酪農家が牧草を作っておられたりする中で、後からこういった施設ができ、今までやってきた農業ができなくなるようなことはしてほしくないという意見はありました。具体的には、堆肥を運ぶときの臭いであるとか、梨の消毒でＳＳ（スピードスプレーヤー）が出す音とか、そういったことに後から来て苦情が出るようなことはないようにしてほしいというお話しがあり、それについては転用事業者側は、こちらのほうから止めてくれということはありませんと、はっきりおっしゃいました。 町との約束事につきましては公害防止協定を結んでおります。内容としては、浄化槽の処理水の排水に関してであり、先ほど申しましたとおり処理排水の能力とか排水の経路、それについての地元の同意と、もし何かあったときには誠意をもって対応するという約束を交わしているところです。以上です。
三浦委員	このワイナリーの運営自体がどうなるかはまだ私も分かりませんが、大体、年間の集客数はどのくらいを見込んでいるのですか。先ほど売り上げについて言及されていましたが、そのあたりが明確であれば集客がどのくらいであるのかということもあります。そうなれば、地元の方だけでなく他県から来られたときに、いくら事業者がそういうことはありませんと言っても、やはり人というのは強いので事象が起きたときにどうするのかも考えておかないといけない。地域の農業が衰退するといけないので、そういうことも考えていただきたいと思います。
事務局	どれだけ集客ができるのかはわかりませんがこの図を見ますと、果たしてこれだけの駐車場で大丈夫なのかという懸念もありますし、これから事業の工事をされますが、どこが進入路で通路を塞ぐのか、それがまったく見えない。そこをどう考えておられるのかをお願いします。 まず集客について、ワイナリーの経営計画では、ワイナリーの開設後の年間訪問者数を当初２万人以上を目指すという計画でございます。 駐車場のことについては、単純にはありますが、２万人を年間日数の３６５で割りますと１日あたりおよそ５４人にはなりますが、ただ土日、連休等には当然集客は多くなってきます。

三浦委員	足りないとなればまたどこか広げないといけなくなるということになりますよね。その次を考えてまた駐車場の転用をされていくのかということです。 それともう一つ、この図面で分かると思いますが、両端が農道です。ここを通過して本当にこの施設に行かれるのか。ここは地元の農家が頻繁に通る道で、それも道幅4mくらいの本当に小さな農道です。この農道を本当に来られるお客さんが使われるのか。その辺はどうなっているのですか。
事務局	駐車場のことにつきましては、まだどのくらい集客があるのかはあくまで想定ですので、駐車場が本当に足りるのかということにつきましては即答がいたしかねます。 それから工事通路ですが、転用事業者で想定されているのは県道から進入をしていくということです。
三浦委員	ここが狭いのでしょうか。どうするのですか。
事務局	すれ違いは難しいと思います。
三浦委員	すれ違いうんぬんではなく、ここは地元の方が頻繁に通る農道なのです。地元の方に迷惑をかけることがいいのですかと聞いているのです。そうならばきちんとした進入路を作らないといけないと思うのです。そういうのもなく申請が出ている。
事務局	多分駐車場ももっと必要になり、大型バスなどが来ればさらに必要になると思うのです。そのときになって、駐車場について、また転用を出すということではいけないのではないですかという思いがあります。 〇〇さん、今後〇〇になりますけれども、そちらがワイナリー周辺の土地全てではありませんが、ワインの元になるブドウの苗を植えるために借りられることを想定して地権者の方と交渉していくということで、そこまでの影響はないのかなと考えておりますし、農繁期に大量のダンプが出入りすることがないように配慮をお願いしようかとは思っております。
三浦委員	結局、地元の農家の方に工事で迷惑をかけるのが一番いけないので、町のほうできちんと考えていただかないといけないと思います。
事務局	また転用しますというのは後出しじゃんけんになってしまうので、あまりよくないと思います。 コロナが挟まって、延び延びになっている計画で大型バスが駐車できるような駐車場も予定はされていたのですが、コロナを経て駐車場は面積が少なくなっております。 (安谷委員より挙手あり)
安谷委員	ブドウの農繁期を外すということですが、現実はなかなか難しいなと思うので来られたときに説明を聞きたいと思っています。 また、30人槽の浄化槽ということですが、二期工事の時もまた整備

事務局	されるのか。個人的にはとても30人槽では足りるとは思えないので、その辺りがどうなっているのか、後ほど来られた時にでもお聞きしたいと思っています。 30人槽については設計業者に来ていただいてから答えていただきます。
安谷委員 議長	工事用の道路のことも含めて聞かれたらどうでしょうか。 設計はそこまでの話は出来ないと思います。浄化槽のことはありますが、道路は町道だから、町が考えることになります。 他に設計業者に聞きたい質問が何かあれば、まとめて伺います。 道路は町道だから、設計業者は関係ありません。 (潮委員より挙手あり)
潮委員 議長 小前委員 議長	これはイメージとしては、蒜山のワイナリーくらいの規模ですか。 そこまで大きくはないと思います。現場を見に行かれたのでしょうか。 見に行きましたが、イメージがわかりませんでした。 面積を合計したらそんなに大きくはないでしょう。 出雲の奥の木次乳業さんが経営しているワイナリーに大山乳業の役員で行ったことがあります、あんまり集客がなかったですね。道の便利もあまりよくない。最初は集客があるかもしれないが、そんなにいなかった。 (前田委員より挙手あり)
前田委員 農林水産課長 議長	牛の肥料とか、堆肥の乾燥材にはならないのですか。 牛の肥料になると聞きました。肉牛に食べさせるといいという事例があるということです。 に御質問は何かありませんか。 (潮委員より挙手あり)
潮委員 議長 農林水産課長	ブドウ農地はどの辺に広げていく予定なのですか。 利用権設定はしてあるのですか。 まだです。候補地はおそらく北側のほうに広がっていくと思います。 (中本委員より挙手あり)
中本委員 議長	赤土で起こしにくい土地で、トラクターがガタガタになると聞きます。 (参考人の入室を確認) それでは、ワイナリーの設計をされております■■■■設計と転用申請の事務の委任を受けている行政書士に来ていただいています。 委員から、浄化槽30人槽で本当に足りるのかと御質問を頂きましたので、その辺の御説明をお願いします。
■■■■設計	■■■■設計の■■■■と申します。私は造成担当なので詳細の説明はできないのですが、今回取り付ける30人槽は一期工事のためだけの浄化槽なので、二期工事になれば新たに設置して流す形になります。 最終的に設置するポンプの能力は、二期工事分の排水能力のポンプを

事務局	設置するよう今の設計には盛り込んでいます。 ありがとうございます。御質問等追加でございましたらお願いします。 (安谷委員より挙手あり)
安谷委員	ワインの製造のことが分からなくてお聞きしますが、ワインの絞りかすは牛の餌にされると聞いたのですが、それでも余った水分はそのまま浄化槽に入れて排出してもいいものなのでしょうか。 境港でカニのかまぼこを作るときなど、そのまま海に流すことができないとか排水に困ると聞いたのですが、その辺りはどうでしょうか。公害法含めての質問となります。
行政書士	基本的にブドウを絞った残りの水はありません。すべて絞りきった残りのかすを餌などの飼料関係に回すということは聞いております。流れる洗浄水、タンクを洗ったり足場を洗ったりした水は、残排水として出ます。ですので醸造に使うブドウは絞りきります。もったいないので。洗った水を捨てることはありますが、絞った後の果汁を捨てるということはありません。
安谷委員	もう一ついいですか。造成担当と言われましたので、この土地は切り土になるのですか、盛り土になるのですか。
設計	基本的に盛り土になります。この地域が埋蔵文化財の包蔵地に含まれています。基本的には掘ることはできないと指導を受けていますので、盛り土をメインで考えて造成の高さも決定しています。
安谷委員	盛り土の数字は明確に覚えていないのですが、いくらか盛って面積が何㎡で別の許可が必要になりますよね。その許可の範囲内ということでしょうか。開発時の盛り土の基準が変わりましたでしょう。
設計	盛土規制法も中部総合と協議をし1 m以上の盛り土が2, 0 0 0 ㎡未満なので、届け出で良いということでの回答をいただいております。 (三浦委員より挙手あり)
三浦委員	ちょっとお聞きします。この写真(4ページ)を見ていただきたいのですが、この斜線が引いてある箇所が事業用地だと思います。先ほど私が言いましたのが、この県道線というのが大きな県道になっています。これをなぜ工事に利用しなかったのか。今聞いていますと、横に走っている小さい4 mくらいの農道を工事用道路に使われるということだと思うのですが、ここは地元の農家の方が頻繁に通られる道なのです。なぜこの農道を工事用道路として使うのかが不思議です。 であれば、県道線から直接道を兼用して作られたらどうですか。そういうことはできないのですか。これから先北の方にブドウ畑を作ることになれば、思い切ってそういうことをやって地元農家の迷惑にならないようにしてもらいたいと思います。
行政書士	質問の意味が半分しか分らなかったのですが、県道線はありますが、鋭角の入り口になっているところは、包蔵隣接地になってお

三浦委員 行政書士 議長 安谷委員 議長	りまして試掘が必要になってきて、もし遺跡が出てくると費用負担がかなりなものになるので、今回は見送ろうということになっております。 これは当初の計画でもお伝えしているとは思いますが、県の包蔵地（文化財保護法）が走っておりまして、未調査のものは試掘等、町と県の教育委員会が入り、もし出れば調査が始まりますので、ひとまずワイナリーのほうを優先しようとなりました。当初はこの入り口の所、駐車場兼道路を別途設ける予定でしたが、できるかどうかもわかりませんがそれが延期になり、遺跡が出たら発掘費用は全額法人負担になるので、工事は遅れる、ものはできないということになりますので、とりあえず今は見送っています。 それと、周り全てがブドウを作られていまして、耕作についてはすべてが台地の上なので、ここを通られる方は通り抜けの方が多いです。ただ下の段は別の大きい道から入れますので、ほとんど私が行く限りでは2、3時間に1台通るか通らないかぐらいです。なおかつ通るのが草刈りとかブドウのの職員です。なので交通に迷惑はかからないかなと思うのですが、計画が包蔵地の関係上、進入路をきちんと取れなかった。大型バス等の駐車場も作る予定でしたが、それも法令上のことで協議中ということになっています。できる限り迷惑がかからないようにと、北栄側の裏の道路も耕作用の道路として使っていますので、そちらから進入できるような経路もどうかと考えています。北栄町の町道側からすぐにワイナリーに行けますので、分散での人の誘導もしていきたいと、今後も協議していきたいと思います。以上です。 確かに農閑期は通らないですが、農繁期は地元の農家の方が通ることはありますので、その方に迷惑がかかるようなことはしてほしくないという思いです。充分よく考えてやっていただければ、せっかくないい事業でも地元から声上がるようではいけないと思います。 充分気をつけてやらせていただきます。 その他御質問等はございますか。 (安谷委員より挙手あり) 二期工事の時にも説明があるのですか。一度農地転用申請出したら終わりですか。 転用が済んだので終わりです。二期工事分も転用案件に含まれます。そうしますと農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。(挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。 (参考人の退出を確認) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説
--	---

事務局	明をお願いします。 議案書 1 ページをご覧ください。 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。 申請番号 2 番、権利の種別は売買、農地の所在は大字出上[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積 1 4 0 m²です。譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。 本件農地は、譲受人の自宅に近接しています。このたび譲渡人との間で、家庭菜園目的での売買の話し合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は 1 筆で[REDACTED]円、1 0 a あたり[REDACTED]円となります。取得後は、自家用野菜を耕作されます。 申請番号 3 番、権利の種別は贈与、農地の所在は大字倉坂[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積 4, 0 8 2 m²です。 譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で、親族の間柄です。 本件農地は、親族から農地を引き継いで耕作を行うものです。両者の間で贈与の話し合いがまとまったため、申請されることになったものです。取得後は、自家用野菜を耕作されます。 以上 2 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
松本委員	(松本委員より挙手あり) 申請番号 3 番は私の地元なのですが、この受人の[REDACTED]さん、仕事をされている方なので、その他の家族の方、確か奥さんと二人でしたか、家庭菜園をされるということでしたが今持っておられる農地でもほとんど何も作っておられないのですが、本当に作られるのかなと少し不安なのです。広い土地ですが、家庭菜園で作られると言われていましたか。
事務局	申請地が 4, 0 0 0 m²と広い土地なのですが、自家用野菜なので全部は作られないということでした。野菜を作られないところについては保全管理をされるということでした。
松本委員	[REDACTED]さんがそう言われたのですか。
事務局	はい、そうです。
松本委員	どなたかに農地を貸される下話ができていてそこに貸してあげるとか、そういうことはないのですか。
事務局	そもそも親からの相続の時に、一筆親族名義の農地が残っていたことがわかって、それが叔母さんというか父親から見ると妹にあたるのです

松本委員 議長	が、その方の名義になっていたことがわかりまして、その方も亡くなられたのでその方の配偶者に一旦相続されてから、このたび贈与という形で申請されてきたということであります。 本人と農地の使用の仕方について話をしてみます。 松本委員、よろしくお願いします。 その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。
事務局	続きまして議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。ワイナリー以外の案件をお願いします。 お手元の議案書は3ページ、説明図は11ページから18ページをご覧ください。 申請番号4番、権利種別は売買による所有権移転、土地の所在は、大字徳万[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積588㎡。申請地は外に2筆あり、3筆の合計面積は598.67㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の法人です。申請事由は、倉庫及び駐車場の設置を行うためです。 農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。 転用事由の詳細です。譲受人は、申請地の隣でガス事業を中心に食品販売、建設業などの業務を行っています。会社の現在の商品や工作機械等を保管する倉庫が手狭になり、また、現在の従業員や業務用車両の駐車場は賃借しており、経費もかかることから、倉庫の設置と従業員及び業務用車両の駐車場の確保が必要と考えていました。一方、譲渡人は県外に住んでおり、今後農地の維持管理ができないと考えておられました。このほど双方の合意により売買が決まったことから申請をされました。 申請地は表土を20cmすきとった後真砂土を敷き、西側に全体勾配0.5%をとり整地を行い駐車場を整備します。舗装は実施しません。申請地の東側、南側及び西側の隣地境界にコンクリートブロックの敷設を行います。その後申請地の北側部分に最高高さ2.7mの倉庫を設置します。工期は令和7年7月から9月まで、施設の利用期間は永年です。 資金調達計画については、3筆の土地買収費[REDACTED]円、1㎡あたり[REDACTED]円、土地造成費、建築費及びその他費用の合計[REDACTED]円に見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。

被害防除計画でございます。雨水については基本的に地下浸透で、浸透過多の場合は西側河川に放流します。隣接農地との境界には高さ30cmのコンクリートブロックを設置しますので、隣接農地への雨水及び土砂の流出、堆積、崩壊等はありません。また、申請地が隣接農地の北側にありますので、隣接農地への日照、通風等の影響はありません。

農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地は、JR浦安駅から415m地点に位置しており「駅・役場等から500m以内」に該当することから第2種農地。許可根拠規定は「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号5番、権利種別は使用貸借権の設定、土地の所在は、大字光[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積731㎡の内210㎡です。このうち既に30年以上前に建物が建設されている場所と、これから家を建設する場所と、畑のまま残す場所の3筆に分筆するものです。貸人、借人ともに琴浦町内の個人で、親と子の間柄です。申請事由は、一般住宅の建設を行うためです。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。

転用事由の詳細です。借人は、妻と子ども1人の3人家族で琴浦町内のアパートに住んでいますが、子どもの成長により住まいが手狭となったため、住宅を新築するものです。土地の所有者は親の名義であり、土地を無償で利用できる使用貸借で親子間の双方の合意により申請をされました。なお、近隣宅地2箇所の地権者に売買交渉をされましたが、同意が得られずこの場所を選定されたものです。

申請地は表土を20cmすきとりし、同量の真砂土を敷きならして整地します。申請地の北側及び西側の隣地境界に既設のコンクリートブロック壁があり土砂の流出はありません。その後、申請地の北側部分に最高高さ8mの木造2階建住宅を建設し、町道に面した南側部分にはコンクリート舗装を施し、2台分の駐車スペースを整備する計画です。工期は許可日から令和7年12月まで、施設の利用期間は永年です。

資金調達計画については、土地造成費、建築費及びその他費用の合計[REDACTED]円に見合う金融機関の融資証明書が添付されています。

被害防除計画でございます。雨水は申請地に隣接する町道の南側にある水路に放流します。西側の隣接農地との境界にはコンクリートブロックがありますので、隣接農地への雨水及び土砂の流出、堆積、崩壊等はありません。また、西側の隣接農地境界から最低1.4m離して住宅を建設するため、隣接農地への日照、通風等の影響はありません。

生活排水については公共下水道に接続します。上水道については既設上水道管まで自費で配管工事を行う計画です。

議長 小前委員	農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地は、南側に土地改良事業施行済みの農地が広がっており、申請地を含む一団の農地面積が10ha以上であることから第1種農地の「集団農地」、許可根拠規定は既存集落に居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして「集落接続」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上でございます。 現地確認の報告をお願いします。 徳万の駐車場のほうですが、6月3日、自分と澤田委員、徳万地区担当の遠藤委員、事務局河上補佐、岩本補佐の5名で現地確認を行いました。
	場所は国道9号線の南、■■■■集落の北側にあります。私たちが行ったときはちょうど雨がやんで中に入れました。草は膝丈まであり何も耕作されている様子はないことを確認しております。周囲の農地も耕作されている様子はなく、雑草が生えているという状況でした。 申請地は概ね平坦ですが、敷地内の雨水は西側の既存水路に真砂土を敷いて勾配をつけて流すなど緩やかに水を流す措置を計画しておられます。そんなに詰まって溢れる状態ではないことを確認しております。駐車場にしても支障はないことを5名で確認しました。転用はやむを得ないと感じました。 光住宅のほうですが、6月3日、航空写真で見ると真四角に切ってあるわけですが、隣の東側の白い建物、牛舎の反対側、本当はそこも農地で30年前から許可を受けずにトタン屋根の建物が建っていました。写真で見ますと①の白い壁のトタンと、その尾垂（おだれ）といいますかそのトタン部分も農地になっていましたが、調べてみましたが許可なく30年前から建っているという状況で、事務局の話ではいずれは取ってしまわれるということでした。この地図の③のマルチが張ってあるところまでが宅地ということだそうです。 親子関係での贈与の話にはなっていますが、この農地が一人の名義ではなく二人になっているようで、後々面倒なことになりはしないかと思えます。そこまでは聞いていませんでしたが、親子関係だけでも、その農地に関しては二人の名義になっているので、少し違和感を感じました。それ以外は事務局、秦野委員と見ましたところ、転用はやむを得ないと感じました。以上です。
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数)

事務局	賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。 続きまして議案第 8 号 非農地証明申請について、事務局の説明をお願いします。 お手元の議案書は 19 ページ、説明図は 20 ページから 27 ページをご覧ください。 議案第 8 号 非農地証明申請について、農地法第 2 条第 1 項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。 申請番号 1 番、申請人は琴浦町外の個人です。土地の所在は大字赤碕■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積 7 3 2 m²。申請地は外に 1 筆あり、2 筆の合計面積は 8 5 8 m²、判定地目は山林原野です。 申請事由の概要です。「申請地は、申請者が平成 2 年、相続により取得したが、20 年以上前から耕作されておらず、竹や雑草が生い茂り、原野状態となってしまった。以後、現在に至るまで農地としての利用はしていない。」というものです。 非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成 5 年に判断基準を定めています。本件は「耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」と考えます。 申請地は農用地区域外に位置していること、竹や雑草が生い茂り耕作されなくなってから 20 年以上経っており農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。 申請番号 2 番、申請人は琴浦町内の個人です。土地の所在は大字光■■■■■、登記簿地目、現況地目は畑、面積 7 3 1 m²のうち 3 6 0 m²、判定地目は宅地です。議案第 7 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請、申請番号 5 番と同じ所在地番で、転用の申請地の東側（三つに分筆するうちの一番東側）に位置しています。 申請事由の概要です。「申請地は昭和 50 年頃に農業用倉庫と車庫を建築・利用し、現在まで宅地として利用し現在に至る。」というものです。 非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成 5 年に判断基準を定めています。本件は「人為的なかい廃地で転用の事実行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」と考えます。 申請地は農用地区域外に位置していること、宅地として 20 年以上経過しており農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地と
-----	--

議長 小前委員	して取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上でございませう。 現地確認の報告をお願いします。 非農地証明、赤碕の分です。6月3日、私と澤田委員、赤碕地区担当の入江委員、事務局河上補佐、岩本補佐の5名で現地確認を行いました。 場所は、[REDACTED]に向かって行く、国道9号線から若干下りたところで、竹藪が生い茂った所でしたが、伐採されきれいにしてありました。以前は豚舎でもあったかなと思われる一角があり、取り壊されてちゃんと管理されていました。もう一つは[REDACTED]の駐車場の上側、進入路の所に、建物のあった跡も一緒に確認しました。非農地と認めてもよいと思います。 非農地証明、光の分です。6月3日、私と澤田委員、安田地区担当の秦野委員、事務局河上補佐、岩本補佐の5名で現地確認を行いました。先程の件と同じ場所で、車庫、建物があったところが非農地証明ということで、いつからか分からないが少なくとも20年以上前から建物が建っているということで、これも非農地と認めてもよいと思います。
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
安谷委員	(安谷委員より挙手あり) 光の三つに分筆する件で、最初の分と関連してわからないので質問です。非農地証明にする事への反対はないのですが、何㎡の内のいくらというのは、分筆してからするのですか。それともこのままで何㎡の内のいくつは非農地にするというようになるのですか。
事務局	本件のように何㎡の内のいくらという申請は可能です。その場合は申請時に地籍測量図を添付してもらいます。三つに分筆予定でということですのでそれぞれの地籍測量図が添付され申請されてということになります。
議長	よろしいですか。その他質問があればお願いします。
三浦委員	(三浦委員より挙手あり) ちょっと教えていただきたい。農地の②、先ほど転用もあったわけですが、琴浦でもあったんですが、利用権設定あたりであれば、過半の方の同意があればオーケーということがありました。この非農地とか転用になると所有権が変わってしまうのですか。
議長 三浦委員	非農地は所有権が変わりません。 非農地は変わらないのですか。しかしさっきの転用が出ているということは、宅地になってしまっても所有権も地目も変わるのですよね。そうなったときに…。 (「使用貸借だ」と声あり) 使用貸借で宅地になるのですか。宅地になっても過半の承諾が必要でなく一人でできてしまうということですか。利用権だったら2人いたら過

事務局 三浦委員 議長	半の承諾をもらったら利用権も充分できるのだけれども、田んぼを宅地に変えるときに、1人でいいのかということになってしまうと、いいのかなということになってしまいますよね。 申請人の外1名というのは、夫婦での共有名義となっていて、非農地についても農地法5条の申請についても連名での申請になっています。 それだったらいいです。わかりました。 その他ございますか。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 続きまして議案第9号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、関係委員に該当する池山委員、石賀委員は退席をお願いします。自分も関係委員に該当するため退席しますので、議長を中本会長職務代理者をお願いするのですが欠席ですので、その場合は委員の中の最年長ということで、議長を前田委員に交代します。 (池山委員、石賀委員、福田会長の退席を確認) (前田委員に議長を交代)
事務局	議案第9号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務局の説明をお願いします。 お手元の議案書28ページをご覧ください。 議案第9号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。 初めに、賃貸借権設定の部からご説明します。 申請番号148番、土地の所在は大字湯坂[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,998㎡。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人で、借受人は認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。 借賃は10a当たり[REDACTED]円、貸借の期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日までの5年間で再契約、飼料作物を耕作されます。 申請番号149番から42ページの175番までの27件については、ご覧のとおりです。 続きまして使用貸借権設定の部です。議案書43ページをご覧ください

	い。 申請番号１７６番、土地の所在は、大字逢束■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は２，８１１㎡です。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人で、借受人は認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。 借賃は無償、貸借の期間は令和７年７月１日から令和１２年６月３０日までの５年間で新規設定、野菜を耕作されます。 申請番号１７７番から５３ページの１９６番までの２０件については、ご覧のとおりです。 続きまして機構・受手間契約の部で、再生事業にともなう契約です。議案書５４ページをご覧ください。 申請番号１９７番、土地の所在は、大字八橋■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は６，０２６㎡。申請地は外に１筆あり、２筆の合計面積は７，０２１㎡です。利用権の種類は使用貸借権です。借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構と借受人との契約となります。 借賃は無償、貸借の期間は令和７年７月１日から令和１２年９月３０日までの５年間で新規設定、飼料作物を耕作されます。 以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。 以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
村上委員	（村上委員より挙手あり） 賃貸借契約の中で、今回はないですが以前から物納が、米一俵だとか芝を出荷したときに一束いくら払うということがあったのですが、今度中間管理機構を通すことになればそれは可能なのでしょうか。
事務局	借賃については、担い手育成機構を通して小作料を支払うか、直接借主と借受人と直接やり取りをするのかは選択式になっていまして、申請書にチェックを入れて申請するようになっています。基本的に物納の場合は直接やり取りになると思います。
村上委員	ということはできるということですね。わかりました。ありがとうございます。
議長	その他、質問はございませんか。
三浦委員	（三浦委員より挙手あり） ちょっと教えていただきたいのが、議案の関係ではないのですが、４月から中間管理機構を通しての契約になっています。皆さんも分かりますか。

事務局	思うのですが契約書の裏面を見ると、水利費、土地改良区の経常賦課金のチェックがあると思います。賃貸借はそれで構わないと思いますが、使用貸借でもそういうチェックをされているのがほとんどでしょうか。お願いします。 裏面にあるチェック欄は、借主と貸主双方で土地改良費その他諸々をどちらが負担するかというものを確認するようになっていますので、なるべくそこは記入していただくようお願いをしています。使用貸借についても同様です。
三浦委員	賃貸借でそうなれば、土地改良区費と水利費は自分で全部持ちますから無料でいいですよということですね。*
事務局	そこは双方で話し合っ決めていただき裏面に書いていただくということです。
澤田委員	裏面に記入するというのは、新規の場合ではないですか。大山町は確かチェックは要らなかったと思います。
事務局	一応は提出の都度記入いただくということになっているようですのでよろしくお願いします。
議長	その他、御質問はございませんか。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、特に異議はなしとすることとします。 (池山委員、石賀委員、福田会長の復帰を確認) (福田会長に議長を交代)
事務局	続きまして議案第10号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の承認について、事務局の説明をお願いします。 本日配布いたしました別冊の資料をご覧ください。 議案第10号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、本委員会の承認を求めます。 農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農地利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について公表することが義務づけられており、令和8年度を目標年度とする「琴浦町農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を具体化するため、前年度の活動計画の実施状況について点検、評価を行い、毎年町のホームページで公表する必要があるため審議をお願いするものです。 なお、説明は要点のみとさせていただきます。 はじめに、1ページ「農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）」について説明します。 1の「農業委員会の現在の体制」については、現在の町農業委員会の体制を記載しています。 2の「農家・農地等の概要」については、左側の「総農家数」「農業経

営体数」の表と中央の「基幹的農業従事者数」の表の数字は農林業センサスから引用しており、2020年に行われたものが最新です。右側の「経営体数」の表は農業の担い手である個人および法人の数で、町農林水産課に確認しています。

下の表は令和6年4月1日現在の町内の農地面積を示したもので、「耕地面積」のデータは農林水産省が毎年行っている「耕地及び作付面積統計」に基づいています。

続きまして、2ページをご覧ください。

「Ⅱ最適化活動の実施状況」農業委員会の実績及び点検・評価結果について説明します。

1の最適化活動の成果目標の(1)農地の集積の①現状及び課題について、町内の農地面積2,680haに対し、これまでの集積面積が1,035ha、認定農業者等の担い手への集積率は38.6%となります。

②の目標について、農地の集積目標は、令和10年度末までに担い手への集積率を43.8%に引き上げることです。この達成に向けて令和6年度の目標を新規集積面積28ha、集積面積の累計を1,063haと決めました。

③の実績について、令和6年度の新規集積面積は95.9ha、今年度末の集積面積の累計は904.3haでした。農地面積2,680haに対する今年度末の集積率は33.7%で、目標に対する達成状況は84.9%でした。

農業委員会の点検結果は、委員の現場活動や担い手機構等関係機関との連携を通じて、掘り起こし活動や担い手へのあっせんに努めた結果、新規集積面積は目標を上回ったが、集積目標面積(累計)を達成することはできなかった。としています。

(2)「遊休農地の発生防止・解消」について説明します。

①の現状は、令和5年度に実施した農地利用状況調査で判明した遊休農地の状況を記載しています。

②のアのa「緑区分の遊休農地の解消」について、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積52.8haの5分の1の10.6haが解消目標面積となります。

めくっていただいて3ページになります。

b黄区分の遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地面積4.0haを記載しています。

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針は、農用地は新規貸付による遊休農地の解消・自己保全管理の促進、農用地区域外は他目的用途の利用への誘導としています。

③実績について、

a「緑区分の遊休農地の解消」については、今年度の緑区分の解消実

績面積 3.4 ha で、目標に対する達成状況は 32.1 %。

b 黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定状況は、策定方針と同一としています。

④その他について、令和 6 年度の農地利用状況調査及び農地利用意向調査の実施状況を記載しています。

農業委員会の点検結果は、目標を達成することはできなかったが、貸付や営農再開、自己保全管理の開始により一部の遊休農地が解消されたことから、一定の成果はあったとしています。

(3) 新規参入の促進について説明します。

①の現状は、令和 3 年度から 3 年間の新規参入者と経営面積を載せています。「新規参入者」とは、親元就農や農業法人の雇用以外の新規就農者のうち、農地の権利を取得して農業参入した方で、対象者は農林水産課の資料に基づくものです。

②の目標については、平成 30 年度から 3 年間の利用権設定面積の平均が 209.7 ha で、その 1 割、20.9 ha を新規参入者への貸付について所有者の同意が得られ、公表する農地面積の目標としています。

続きまして 4 ページをご覧ください。

③の実績は 51.2 ha。この面積は令和 7 年 4 月農業委員会協議会資料における農地出し手情報の面積の合計です。達成状況は 245 %、参考までに令和 6 年度の新規参入状況は、3 経営体、面積は 1.4 ha でした。

農業委員会の点検結果は、所有者の意向を確認しており、目標は達成できたとしています。

続きまして、2 最適化活動の活動目標です。

(1) の推進委員等が最適化活動を行う日数の目標は、1 人あたり月 8 日

(2) の活動強化月間の設定目標は農家相談を 2 回行う 12 月、1 月、2 月の 3 回で、計画どおりの実績をあげることができました。

続きまして 5 ページをご覧ください。

(3) の新規参入相談会への参加は、目標が毎月の農家相談で年間 15 回、実績は、新規参入者の農地の貸借の相談に応じた 1 回を記載しています。

目標の達成状況の評語については、目標に対して期待どおりの結果が得られたとなりました。

推進委員等の点検評価結果については、現在事務局において集計作業中であり本日ご報告することができませんでした。大変申し訳ございません。

点検評価結果は、年間の活動記録、担い手への農地の利用集積の状況などから算定することとなっています。

議長	なお、黒い太枠で囲った部分「評価点」については、ホームページ上には公開しませんのでご承知ください。 続きまして、6 ページをご覧ください。 「Ⅲ事務の実施状況」についてです。 1 の総会、部会の開催実績については、総会は毎月 1 回、部会は必要の都度開催しています。 2 の「農地法第 3 条に基づく許可事務」については、令和 6 年度の処理件数が 2 6 件、うち許可 2 6 件。 処理期間について、申請書を受け付けてから許可書を発行するまでの標準処理期間は 2 8 日、平均は 2 4 日です。 総会開催日並びに申請書締切日については、町ホームページに公表しています。 3 の「農地転用に関する事務」について、権限移譲の状況についてはいずれも該当ありません。1 年間の処理件数は 1 2 件、うち許可相当 1 2 件、不許可相当 0 件。 処理期間について、申請書を受け付けてから意見を付して許可権者に進達するまでの標準処理期間は 2 1 日、平均は 2 5 日です。 4 の「違反転用への対応」について、令和 6 年度の違反転用の実績は 0. 0 4 h a （4 0 0 m²）でした。 違反転用解消のために実施した活動内容については、「農業委員、農地利用最適化推進委員が随時農地パトロールを実施し、早期発見と解消に努めた。農地転用の許可制度について周知啓発を図るため町ホームページに記事を掲載したほか、役場庁舎にポスターを掲示した」としています。 実績については、令和 6 年度末時点で違反転用が解消されていないことから、0 h a です。 以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。 なお、本委員会で承認が得られた場合は、6 月末までに町のホームページで公開する予定です。以上です。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
事務局	これは違反転用のところは、違反があるように記載してもいいんですか。これは北栄の所の案件ですか。
議長	槻下の案件です。これが解消されていないので 0 ということになります。
事務局	わかりました。ここの集計が作業中のところも数字を入れてから公表するのですね。 はい。 他に御質問はありませんか。

議長	(質問等無し) 質問等が無いようですので、この内容で公表したいと思います。 続きまして、その他に移りたいと思います。農家相談の報告をしていただこうと思いましたが、6月3日に行われた農家相談はなかったようですので、大変お世話になりありがとうございました。 事務局のほうで何かございますか。 特にございません。
事務局 議長	こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。 無いようですので、以上を持ちまして令和7年度 第3回琴浦町農業委員会総会を終了します。